

第五十五回 参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和四十二年三月二十八日(火曜日)
午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

竹中 恒夫君

青柳 秀夫君

植木 光教君

藤田 正明君

柴谷 要君

委員

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

大谷 賛雄君

小林 章君

徳永 正利君

西田 信一君

林屋亀次郎君

田中寿美子君

野澤 勝君

須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 米田 正文君

大蔵大臣官房長 亀徳 正之君

大蔵省主税局長 堀崎 潤君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵大臣官房財務調査官 結城 義人君

本日の會議に付した案件

○昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案(内閣送付)

予備審査

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

米田大蔵政務次官、亀徳大蔵大臣官房長から発言を求められております。これを許します。米田大蔵政務次官。

○政府委員(米田正文君) お許しをいただきまして、政務次官に就任いたしましたので、一言ごあいさつをいたします。

私は先月の十七日付で大蔵政務次官に任命をせられました。大蔵の諸行政については全くのしらくとでございまして、今後全力をあげて勉強してまいりたいと思っておりますので、どうか皆さまの一そりの御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(竹中恒夫君) 亀徳大蔵大臣官房長。

○政府委員(亀徳正之君) 私、一月十日に大蔵大臣官房長を命ぜられました。亀徳でございます。いろいろ至って未熟な点が多いかと思っておりますが、何とかよろしくお願いいたします。特に当委員会におかれては、たいへん大蔵省が今後提出法案につきましていろいろお世話になると思っております。が、これまでとつうよろしくお願いいたします。特に三月三十一日までにお渡し願わなければなりません。二法案がございます。これは非常に日数少ない中でございまして、これも格別にひとつ特別の御配慮を賜わりたいと存じます。ごあいさつにかえまして、またお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(竹中恒夫君) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

米田大蔵政務次官。

○政府委員(米田正文君) ただいま議題となりました昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における国民負担の状況及び経済情勢の推移を勘案し、国民生活の安定と企業の体質の強化等をはかることを目的として、昭和四十二年度の税制改正において所得税の減税を中心としつつ国税において平年度千五百億円余の減税を行ないたいと考えております。これらの税制改正のための諸法案につきましては、今国会において逐次御審議をお願いいたすわけでございますが、このうち、国民の期待の大きい所得税の減税につきましては、これに関連する法律が施行されるまでの間に支給される給与所得及び退職所得に対する内容をすみやかに及ぼすことが適当であると考へ、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支給される給与所得及び退職所得につきまして、別途所得税法の改正法案で改正を予定いたしております基礎控除等の各種控除の引き上げを基礎として計算した源泉徴収税額表により所得税の源泉徴収を行なうこととしております。すなわち、この源泉徴収税額表による税額は、基礎控除を一万円、配偶者控除を二万円、扶養控除を一万円、給与所得控除の定額控除及び最高限度額を四万円それぞれ引き上げ、また、現在勤続年数一年につき一律五万円となつて

をもととして算出されております。

以上、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し述べましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(竹中恒夫君) 引き続いて、補足説明を聴取いたします。

○説明員(結城義人君) ただいま提案理由の御説明がございました昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案につきまして、提案理由の補足説明をいたします。

この法律案は、昭和四十二年四月及び五月分の給与所得と同期間内に支払われる退職所得につきまして、従来の税額表にかえて、この法律案の別表として定められている税額表によって源泉徴収税額を求めることとしたてしております。

この昭和四十二年四月及び五月の給与所得の源泉徴収税額表は、昭和四十二年度の税制改正の一環として改正を予定いたしております基礎控除等の諸控除の引き上げを織り込んだところで計算しているものであります。これにより所得税の負担は相当に軽減され、夫婦・子三人の給与所得者を例にとりまして、現在おおよそ月収五万二千円未満であれば源泉所得税を納めなくてもよいのであります。この法律案によりまして、おおよそ月収六万円未満であれば源泉所得税を納めなくてもよいこととなるのであります。

なお、今回改正が予定されております所得税の減税は、課税最低限の引き上げが重点となつておりますので、二カ所以上から給与の支給を受けている場合のいわゆる従たる給与につきましては、主たる給与の上積みとなる関係で、減税の影響がほとんどあらわれないという事情もありまして、

第五八号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都港区芝西久保込町三〇 陶
山洋子外四百名

紹介議員 田中 一君

音楽、舞踊、演劇、映画等に対する入場税等に関
し、左記事項を国会で決議し、政府に対し適切な
措置をとらせられたい。

一、日本の音楽、舞踊、演劇、映画を圧迫し、発
展をさまたげている入場税を撤廃すること。

二、労音、労演に対する不当な入場税、法人税の
課税をすみやかにとりけし、税務調査をやめる
こと。

理由

入場税は、昭和十三年、文化、芸術を「ぜいたく」
だとしてつづられ三十年にわたり存続し、日本の
文化、芸術の発展を大きく妨げている。

音楽、舞踊、能楽等に対する入場税は、十五割、
十割という驚くべき高率に課せられ、やがて五
割、二割となり、昭和三十七年五月には一割とな
り、美術、スポーツ関係は撤廃された。

音楽、舞踊、能楽等に対する入場税は、国家財政
からみても一パーセントに満たないわずかな租税
収入であり、諸外国の例をみても、先進諸国はす
でに廃止している。

第五九号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都品川区大井六ノ二ノ二 鈴
木絹子外五百名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第五八号に左記事項を加えた
ものと同じである。

一、労働組合、民主団体に対するいつさいの税務
調査、課税をやめ、非課税団体とすること。

二、いつさいの税法から憲法違反の「人格なき社

団」に関する法文を削除すること。

第六〇号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都世田谷区大原町一ノ三八ノ
一〇 木村慶子外六百名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六一号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都世田谷区上馬町三ノ九八
七 木村照康外六百名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六二号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都新宿区信濃町二五 川田麗
子外三百名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六三号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都中野区鷺宮四ノ六ノ五 蔵
部武外三百名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六四号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都中野区中野六ノ三ノ一五
小池かほ外五百名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六五号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都豊島区西池袋四ノ一三ノ一
一 大石義文外三百名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六六号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都板橋区小豆沢一ノ一四ノ
九 中川敏雄外六百名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六七号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都板橋区中丸町五六 倉沢慧
子外三百名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六八号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都板橋区板橋町四ノ八ノ一
四 大谷健外千名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第六九号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都品川区小山六ノ五ノ一六
野沢英昭外五百名

請願者 東京都北区十条仲原一ノ一四 高
木まさ子外五百名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七〇号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都葛飾区小菅町一ノ三二 松
田芳子外六百名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七一号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都葛飾区青戸二ノ二、〇〇
四 藤原準一外五百名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七二号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都北区豊島町八ノ一四 時田
満智子外六百名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七三号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願

請願者 東京都品川区小山六ノ五ノ一六
野沢英昭外五百名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七四号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都文京区白山一ノ二六ノ二

一 丸山順子外六百名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七五号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都国立市富士見台一ノ二〇ノ四〇四 小園靖子外三百名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七六号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市保土谷区万騎原一ノ九六 車辰雄外二百二十四名

紹介議員 加藤シヅエ君

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税をすみやかに撤廃されたい。

理由

入場税は、昭和十三年、文化、芸術を「せいたく」だとしてつくられ、三十年にわたり存続し、日本の文化、芸術の発展を大きく妨げている。

第七七号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市保土谷区明神台二八 相沢 義昭外千名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七八号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 神奈川県川崎市渡田山王町七ノ四 磯崎米子外千名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七九号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 静岡県三島市富田町三ノ三六 鈴木 木和彦外五百二十八名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第八〇号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 愛媛県松山市山越町一、〇〇四 菊池良文外千九百八十二名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第八一号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市港町一四ノ一七 近藤捷昭外五百五十五名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。

第八二号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市戸塚区中田南町五〇一 中 島千晶外五百八十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第八三号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込一ノ四一ノ一 七 斎藤正昭外六百名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八四号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都品川区平塚三ノ一三ノ九 梅莊内 長南智重外三百名

紹介議員 格 繁夫君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八五号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川等々力町三ノ一四 鈴木光行外六百名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八六号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都世田谷区船橋町五六 大井 弘子外三百名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八七号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町二ノ四〇 小林 八重子外六百名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第八八号 昭和四十二年二月十七日受理

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西一ノ四一ノ四 松本洋子外五百名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八九号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願
請願者 東京都千代田区西神田二ノ二 鶴
間喜美恵外三百名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第九〇号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願
請願者 東京都三鷹市上連雀八二 徳田正
勝外三百名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第九一号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願
請願者 東京都立川市柴崎町四ノ一六ノ二
一 山岸國麿外六百名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第九二号 昭和四十二年二月十七日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願(二通)
請願者 東京都板橋区泉町二五 山上とみ
子外二百名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二〇九号 昭和四十二年二月十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願
請願者 神奈川県川崎市上麻生三六四 秋
田清外千名
紹介議員 木村裕八郎君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第二一〇号 昭和四十二年二月十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願
請願者 東京都三鷹市下連雀一八六 早川
榮子外五千六百九十六名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第二一一号 昭和四十二年二月十八日受理
音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する
請願
請願者 茨城県水戸市常磐町五、八三三
菊池寿子外百十五名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第二一四号 昭和四十二年二月十八日受理
バナナの輸入関税すえ置に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会議長 尾崎
秀男
紹介議員 羽生 三七君
バナナの現行輸入関税の七十パーセントを、今後
もすえ置かれるより強く要請する。

理由

本県の重要産業である果樹は、貿易の自由化に伴
うバナナの輸入量の増大によつて、消費の拡大が
阻害され、販売価格の値下がり等により、農家経
済に深刻な影響を与えている。
このようになると、バナナの輸入関税を引き下げ
ることは、生産農家にさらに大きな打撃を与える
ことが懸念される。

第二二八号 昭和四十二年二月二十日受理
燃料関係税の増税等反対に関する請願
請願者 東京都新宿区四谷三ノ二社団法人
日本トラック協会会長 天坊裕彦
紹介議員 森田 タマ君
全国二万のトラック業者の九十八パーセントが中
小業者であり、半数が五面以下の零細業者なので
担税力は全くなく、これ以上増税すればいたずら
に事故の多発化と倒産を招くだけであるから、第
五次道路整備五箇年計画策定並びに地方道路整備
財源に關連してガソリン税及び軽油引取税を増税
することと、登録税法の改正に伴いトラック運送
事業に対し新規課税を行なうことに絶対反対であ
る。

(第三〇九号)

第一九五号 昭和四十二年二月二十三日受理
燃料関係税の増税等反対に関する請願
請願者 大阪府南区豊谷東之町三 斎藤幹
外千三百九十一名
紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二三〇号 昭和四十二年二月二十四日受理
燃料関係税の増税等反対に関する請願
請願者 群馬県前橋市野中町字稻荷下二八
九 吉沢富三郎外四百四名
紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二三二号 昭和四十二年二月二十四日受理
燃料関係税の増税等反対に関する請願
請願者 京都市伏見区竹田向代町五一 泉
井弘三外四百二名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第三一〇号 昭和四十二年三月一日受理
燃料関係税の増税等反対に関する請願
請願者 神戸市生田区上橋通二ノ一二ノ
一 森崎了三外五十八名
紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第三三二号 昭和四十二年二月二十四日受理

バナナの輸入関税すえ置に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会内 市村都

夫外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三〇九号 昭和四十二年三月一日受理

支那事変賜金国庫債券償還に関する請願

請願者 青森市浦町字橋本一六三 須々田

衛

紹介議員 津島 文治君

支那事変の論行賞として、軍人、軍属及び文官等に交付された賜金国庫債券の額面一千倍償還をすみやかに実現されたい。

理由

一、当国債の額は、昭和十五年から昭和二十年度までに二十一億四千万円あつたが、昭和二十年十一月二十四日連合国最高司令官から発せられた「恩給及び賜金に関する件」の覚書に基づき、昭和二十年勅令第五百四十二号及び昭和二十一年勅令第百十二号をもつて、軍人及び軍属に交付した分を無効とするともに、軍人及び軍属

以外のものについても昭和二十一年法律第四号によつて無効とした。

二、支那事変国債償還運動は、「政府に当然すぎる支払いの責任がある大蔵省発行の手形の不払いに対する義務の不履行を責める」ものであつて、旧地主に対する農地報償や引揚者在外私有財産補償問題とは比較にならない当然のものである。

三、請願者等は、国家のために筆舌に尽しがたい犠牲となつてきたものであるが、その償還については今日まで国家の立ち直りを待つてきた。この犠牲的精神を踏みにじりこの不払いに對してなんらの反省もないのはまことに遺憾である。政府は、今日までの国家的約束不履行の理由を明らかにし、一日もすみやかに国債を完済して国民に信を示す必要がある。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案
一、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案
昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払われる給与等及び退職手当等に係る所得税の源泉徴収について、昭和四十二年の税制改正による減税の効果をすみやかに及ぼすため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 給与等 法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(法第二十九条(給与等とみなす年金)の規定により給与等とみなされる年金を含む。)をいう。

二 退職手当等 法第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等(法第三十一条(退職手当等とみなす一時金)の規定により退職手当等とみなされる一時金を含む。)をいう。

三 源泉徴収 法第二十一条第四十四号(定義)に規定する源泉徴収をいう。

四 居住者 法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

(給与等に係る源泉徴収の特例)

第三条 昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うべき給与等に係る法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同節の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

法第百八十五条第一項第一号イ(賞与以外の給与等に係る徴収税額)	
別表第四の甲表	昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第 号。以下「臨時特例法」という。)別表第一の甲表
別表第四の乙表	臨時特例法別表第一の乙表

法第百八十五条第一項第一号ロ
からニまで

別表第四

臨時特例法別表第一

法第百八十五条第一項第一号ホ
及びへ並びに同項第三号

別表第五

臨時特例法別表第二

法第百八十六条第一項第一号
(賞与に係る徴収税額)

別表第六

臨時特例法別表第三

別表第四

臨時特例法別表第一

法第百八十六条第二項第一号

別表第四

臨時特例法別表第一

法第百八十八条(扶養控除額の
特例の適用を受けない者に係る
徴収税額)

第百八十五条

臨時特例法第三条(給与等に係る源泉徴
収の特例)の規定により読み替えられた
第百八十五条

第百八十六条

臨時特例法第三条の規定により読み替え
られた第百八十六条

六千円

七千五百円

二百円

二百五十円

別表第四

臨時特例法別表第一

別表第五

臨時特例法別表第二

別表第六

臨時特例法別表第三

法第百八十九条(給与等から控
除される社会保険料がある場合
等の徴収税額の計算)

第百八十五条

臨時特例法第三条(給与等に係る源泉徴
収の特例)の規定により読み替えられた
第百八十五条

第四条 昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間における法第百九十条(年末調整)の規
定の適用については、次に掲げる金額の合計額に相当する金額を同条第一号に掲げる税額とみなす。

一 昭和四十二年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額(法第百九十条第
二号イ及びロに掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の十二分の一に相当する
金額(次号において「給与等の月割額」という。)を給与等の支給期が毎月と定められている給与等
の金額とみなし、法第百八十五条第一項第一号イ(賞与以外の給与等に係る徴収税額)の規定(そ
の居住者が法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当する者であ
る場合には、法第百八十八条第一号(扶養控除額の特例の適用を受けない者に係る徴収税額)の規
定を含む。)により求めた税額に三を乗じて計算した金額

二 給与等の月割額を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、前条の規定
により読み替えられた法第百八十五条第一項第一号イの規定(その居住者が法第七十八条第三項
の規定に該当する者である場合には、前条の規定により読み替えられた法第百八十八条第一号の
規定を含む。)により求めた税額に九を乗じて計算した金額

(退職手当等に係る源泉徴収の特例)

第五条 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日から同年五月三十一日までの間に支
払うものに係る法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定の適用については、次の表の上
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替え
るものとする。

法第二百一条第一項	別表第八	臨時特例法別表第四
法第二百一条第二項	状況により、第 三十条第三項及 び第四項(退職 所得控除額)の 規定に準じて計 算したところに よる	状況における第三十条第三項(退職所得 控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤 続年数及び同条第四項第二号に掲げる場 合に該当するかどうかに応ずる臨時特例 法別表第四の附表に掲げる退職所得控除 額による

附 則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

(年末調整の特例)

別表第一 昭和42年4月及び5月の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,500	23,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,000	23,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	24,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,000	24,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,500	25,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,500	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,500	26,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26,000	26,500	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26,500	27,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,500	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,000	28,500	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,500	29,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,500	30,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,000	30,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	610	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	790	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	870	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	950	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	1,190	20	0	0	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	1,230	60	0	0	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	1,270	100	0	0	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	1,310	130	0	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	1,350	170	0	0	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	1,390	200	0	0	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	1,430	240	0	0	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	1,470	280	0	0	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	1,510	310	0	0	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	1,550	350	0	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	1,590	380	0	0	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	1,630	420	0	0	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,670	460	0	0	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,710	490	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 甲 表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0	0	0
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0	0	0
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0	0	0
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0	0	0
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0	0	0
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0	0	0
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0	0	0
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0	0	0
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0	0	0
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0	0	0
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0	0	0
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0	0	0
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0	0	0
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0	0	0
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0	0	0
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0	0	0
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0	0	0
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0	0	0
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10	0	0
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100	0	0
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190	0	0
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280	0	0
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370	0	0
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460	0	0
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30	0
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120	0
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210	0
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300	0
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930	390	0
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480	0
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570	0
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660	0

イ 甲 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330	750	
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850	
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950	
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050	
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150	
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250	
98,000	100,000	9,800	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590	
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890	
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190	
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490	
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790	
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090	
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390	
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700	5,690	
132,000	134,000	17,540	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990	
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330	
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730	
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130	
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530	
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930	
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330	
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730	
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130	
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,030	11,870	10,700	9,530	
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,530	12,270	11,100	9,930	
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,030	12,670	11,500	10,330	
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,530	13,120	11,900	10,730	
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,030	13,620	12,300	11,130	
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,530	14,120	12,700	11,530	
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,030	14,620	13,170	11,930	
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,530	15,120	13,670	12,330	
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,030	15,620	14,170	12,730	
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,530	16,120	14,670	13,210	
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,030	16,620	15,170	13,710	
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,530	17,120	15,670	14,210	
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,030	17,620	16,170	14,710	
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,530	18,120	16,670	15,210	
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,030	18,620	17,170	15,710	
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,530	19,120	17,670	16,210	
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,030	19,620	18,170	16,710	
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,530	20,120	18,670	17,210	

イ 甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額								
186,000 円	188,000 円	32,600 円	28,850 円	27,100 円	25,350 円	23,600 円	22,080 円	20,620 円	19,170 円	17,710 円
188,000 円	190,000 円	33,200 円	29,450 円	27,700 円	25,950 円	24,200 円	22,580 円	21,120 円	19,670 円	18,210 円
190,000 円	192,000 円	33,800 円	30,050 円	28,300 円	26,550 円	24,800 円	23,080 円	21,620 円	20,170 円	18,710 円
192,000 円	194,000 円	34,400 円	30,650 円	28,900 円	27,150 円	25,400 円	23,650 円	22,120 円	20,670 円	19,210 円
194,000 円	196,000 円	35,000 円	31,250 円	29,500 円	27,750 円	26,000 円	24,250 円	22,620 円	21,170 円	19,710 円
196,000 円	198,000 円	35,600 円	31,850 円	30,100 円	28,350 円	26,600 円	24,850 円	23,120 円	21,670 円	20,210 円
198,000 円	200,000 円	36,200 円	32,450 円	30,700 円	28,950 円	27,200 円	25,450 円	23,700 円	22,170 円	20,710 円
200,000 円		36,500 円	32,750 円	31,000 円	29,250 円	27,500 円	25,750 円	24,000 円	22,420 円	20,960 円
200,000 円をこえ 210,000 円に満たない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額								
210,000 円		39,500 円	35,750 円	34,000 円	32,250 円	30,500 円	28,750 円	27,000 円	25,420 円	23,960 円
210,000 円をこえ 280,000 円に満たない金額		210,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額								
280,000 円		64,000 円	60,250 円	58,500 円	56,750 円	55,000 円	53,250 円	51,500 円	49,920 円	48,460 円
280,000 円をこえ 360,000 円に満たない金額		280,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 280,000 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額								
360,000 円		96,000 円	92,250 円	90,500 円	88,750 円	87,000 円	85,250 円	83,500 円	81,920 円	80,460 円
360,000 円をこえ 530,000 円に満たない金額		360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額								
530,000 円		172,500 円	168,750 円	167,000 円	165,250 円	163,500 円	161,750 円	160,000 円	158,420 円	156,960 円
530,000 円をこえ 860,000 円に満たない金額		530,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額								

イ 甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上 未 満	税 額									
860,000 円	337,500 ^円	333,750 ^円	332,000 ^円	330,250 ^円	328,500 ^円	326,750 ^円	325,000 ^円	323,420 ^円	321,960 ^円	
860,000円をこえ 1,700,000 円に満たない金額	860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額									
1,700,000 円	799,500 ^円	795,750 ^円	794,000 ^円	792,250 ^円	790,500 ^円	788,750 ^円	787,000 ^円	785,420 ^円	783,960 ^円	
1,700,000 円をこえる金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに 500 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号から第三十三号まで(定義)に規定する控除対象配偶者、扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当することに 500 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載

がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	10	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	50	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	80	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	120	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	190	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	260	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	300	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	330	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	370	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	410	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	440	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	480	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	510	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	550	20	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	590	60	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	620	100	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	660	130	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	690	170	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	730	200	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	770	240	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	810	280	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	850	310	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	890	350	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	930	380	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	970	420	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0	0
48,000	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0
62,000	63,000	2,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0

ロ 乙 表

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180
102,000	104,000	9,270	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970

ロ 乙 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
128,000	130,000	14,870	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300
130,000	132,000	15,370	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700
132,000	134,000	15,870	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100
134,000	136,000	16,370	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500
136,000	138,000	16,870	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900
138,000	140,000	17,370	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300
140,000	142,000	17,870	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700
142,000	144,000	18,370	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100
144,000	146,000	18,870	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500
146,000	148,000	19,370	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900
148,000	150,000	19,870	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300
150,000	152,000	20,370	18,920	17,460	16,000	14,540	13,030	11,870	10,700
152,000	154,000	20,870	19,420	17,960	16,500	15,040	13,530	12,270	11,100
154,000	156,000	21,370	19,920	18,460	17,000	15,540	14,030	12,670	11,500
156,000	158,000	21,870	20,420	18,960	17,500	16,040	14,530	13,120	11,900
158,000	160,000	22,370	20,920	19,460	18,000	16,540	15,030	13,620	12,300
160,000	162,000	22,870	21,420	19,960	18,500	17,040	15,530	14,120	12,700
162,000	164,000	23,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,030	14,620	13,170
164,000	166,000	24,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,530	15,120	13,670
166,000	168,000	24,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,030	15,620	14,170
168,000	170,000	25,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,530	16,120	14,670
170,000	172,000	25,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,030	16,620	15,170
172,000	174,000	26,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,530	17,120	15,670
174,000	176,000	27,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,030	17,620	16,170
176,000	178,000	27,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,530	18,120	16,670
178,000	180,000	28,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,030	18,620	17,170
180,000	182,000	28,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,530	19,120	17,670
182,000	184,000	29,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,030	19,620	18,170
184,000	186,000	30,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,530	20,120	18,670
186,000	188,000	30,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,030	20,620	19,170
188,000	190,000	31,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,530	21,120	19,670
190,000	192,000	31,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,030	21,620	20,170
192,000	194,000	32,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,530	22,120	20,670
194,000	196,000	33,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,030	22,620	21,170
196,000	198,000	33,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,530	23,120	21,670
198,000	200,000	34,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,030	23,700	22,170
200,000 円		34,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420
200,000 円をこえ 210,000 円に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 30%に相当する金額を加算した金額							
210,000 円		37,500	35,750	34,000	32,250	30,500	28,750	27,000	25,420
210,000 円をこえ 280,000 円に満た ない金額		210,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000 円 をこえる金額の 35%に相当する金額を加算した金額							

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
280,000円		62,000 ^円	60,250 ^円	58,500 ^円	56,750 ^円	55,000 ^円	53,250 ^円	51,500 ^円	49,920 ^円
280,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額		280,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 280,000円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額							
360,000円		94,000 ^円	92,250 ^円	90,500 ^円	88,750 ^円	87,000 ^円	85,250 ^円	83,500 ^円	81,920 ^円
360,000 円をこえ 530,000 円に満た ない金額		360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額							
530,000円		170,500 ^円	168,750 ^円	167,000 ^円	165,250 ^円	163,500 ^円	161,750 ^円	160,000 ^円	158,420 ^円
530,000 円をこえ 860,000 円に満た ない金額		530,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額							
860,000円		335,500 ^円	333,750 ^円	332,000 ^円	330,250 ^円	328,500 ^円	326,750 ^円	325,000 ^円	323,420 ^円
860,000 円をこえ 1,700,000 円に満 たない金額		860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円 をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額							
1,700,000円		797,500 ^円	795,750 ^円	794,000 ^円	792,250 ^円	790,500 ^円	788,750 ^円	787,000 ^円	785,420 ^円
1,700,000 円をこ える金額		1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額									
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額									

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち法第七十八条第二項（扶養控除の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表であり、この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十九号から

第三十三号まで(定義)に規定する扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

㊦「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

㊧「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和42年4月及び5月の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円 780	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	110	60	40	20	5	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0	0	0

イ 甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後の 給与等の金 額		甲										丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,100	2,150	125	70	50	30	10	0	0	0	0	0	0
2,150	2,200	130	70	55	35	15	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	140	75	55	40	20	0	0	0	0	0	0
2,250	2,300	145	85	60	40	25	5	0	0	0	0	0
2,300	2,350	150	90	65	45	25	10	0	0	0	0	0
2,350	2,400	160	95	70	50	30	15	0	0	0	0	0
2,400	2,450	165	105	75	55	35	20	0	0	0	0	0
2,450	2,500	170	110	80	60	40	20	5	0	0	0	4
2,500	2,550	180	115	90	65	45	25	10	0	0	0	7
2,550	2,600	185	125	95	70	50	30	15	0	0	0	11
2,600	2,650	195	130	105	75	55	35	20	0	0	0	15
2,650	2,700	200	140	110	80	60	40	20	5	0	0	19
2,700	2,750	210	145	120	90	65	45	25	10	0	0	23
2,750	2,800	220	155	125	95	70	50	30	15	0	0	27
2,800	2,850	230	160	135	105	75	55	35	20	0	0	31
2,850	2,900	240	170	140	110	80	60	40	25	5	0	35
2,900	2,950	250	175	150	120	90	65	45	25	10	0	40
2,950	3,000	260	185	155	125	95	70	50	30	15	0	44
3,000	3,050	270	190	165	135	105	75	55	35	20	0	49
3,050	3,100	280	200	170	140	110	85	60	40	25	0	53
3,100	3,200	295	210	180	155	125	95	70	50	30	0	58
3,200	3,300	315	230	195	170	140	110	80	60	40	0	67
3,300	3,400	335	250	215	185	155	125	95	70	50	0	76
3,400	3,500	355	270	235	200	170	140	110	80	60	0	85
3,500	3,600	375	290	255	215	185	155	125	95	70	0	95
3,600	3,700	395	310	275	235	200	170	140	110	80	0	105
3,700	3,800	415	330	295	255	215	185	155	125	95	0	118
3,800	3,900	440	350	315	275	235	200	170	140	110	0	133
3,900	4,000	465	370	335	295	255	215	185	155	125	0	148
4,000	4,100	490	390	355	315	275	235	200	170	140	0	163
4,100	4,200	515	410	375	335	295	255	215	185	155	0	178
4,200	4,300	540	435	395	355	315	275	235	200	170	0	193
4,300	4,400	565	460	415	375	335	295	255	220	185	0	208
4,400	4,500	590	485	435	395	355	315	275	240	200	0	223
4,500	4,600	615	510	460	415	375	335	295	260	220	0	238
4,600	4,700	640	535	485	435	395	355	315	280	240	0	253
4,700	4,800	665	560	510	460	415	375	335	300	260	0	268
4,800	4,900	690	585	535	485	435	395	355	320	280	0	283
4,900	5,000	715	610	560	510	460	415	375	340	300	0	305
5,000	5,100	740	635	585	535	485	440	395	360	320	0	325
5,100	5,200	765	660	610	560	510	465	415	380	340	0	345
5,200	5,300	790	685	635	585	535	490	440	400	360	0	365
5,300	5,400	820	710	660	610	560	515	465	420	380	0	385
5,400	5,500	850	735	685	635	585	540	490	440	400	0	405
5,500	5,600	880	760	710	660	610	565	515	465	420	0	425
5,600	5,700	910	785	735	685	635	590	540	490	440	0	445
5,700	5,800	940	815	760	710	660	615	565	515	465	0	465
5,800	5,900	970	845	785	735	685	640	590	540	490	0	485
5,900	6,000	1,000	875	815	760	710	665	615	565	515	0	505
6,000	6,100	1,030	905	845	790	735	690	640	590	540	0	525

イ 甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円 6,100	円 6,200	円 1,060	円 935	円 875	円 820	円 760	円 715	円 665	円 615	円 565	円 545	
円 6,200	円 6,300	円 1,090	円 965	円 905	円 850	円 790	円 740	円 690	円 640	円 590	円 565	
円 6,300	円 6,400	円 1,120	円 995	円 935	円 880	円 820	円 765	円 715	円 665	円 615	円 585	
円 6,400	円 6,500	円 1,150	円 1,025	円 965	円 910	円 850	円 790	円 740	円 690	円 640	円 610	
6,500円		1,165	1,040	980	925	865	805	750	705	655	635	
6,500 円をこえ 7,000 円に満た ない金額		6,500 円の場合の 税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額										635円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のうち 6,500 円金 をこえるる 金額の25%に金 額を加算し た金額
7,000円		円 1,315	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855	円 805		
7,000 円をこえ 9,000 円に満た ない金額		7,000 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の金額 のうち 7,000 円をこえる金額の 35 % に相当する金額を加算した金額										
9,000円		円 2,015	円 1,890	円 1,830	円 1,775	円 1,715	円 1,655	円 1,600	円 1,555	円 1,505		
9,000 円をこえ 12,000 円に 満 たない金額		9,000 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 9,000 円をこえる金額の 40 % に相当する金額を加算した金額										
12,000円		円 3,215	円 3,090	円 3,030	円 2,975	円 2,915	円 2,855	円 2,800	円 2,755	円 2,705		
12,000 円をこ え 17,500 円に 満たない金額		12,000 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 12,000 円をこえる金額の 45 % に相当する金額を加算した金額										
17,500円		円 5,690	円 5,565	円 5,505	円 5,450	円 5,390	円 5,330	円 5,275	円 5,230	円 5,180		
17,500 円をこ え 28,500 円に 満たない金額		17,500 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 17,500 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額										

イ 甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										丙	
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額
28,500円		11,190 ^円	11,065 ^円	11,005 ^円	10,950 ^円	10,890 ^円	10,830 ^円	10,775 ^円	10,730 ^円	10,680 ^円	635 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち、550 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額	
28,500 円をこ え56,500 円に 満たない金額	28,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 28,500 円をこえる金額の 55%に相当する金額を加算した金額											
56,500円		26,590 ^円	26,465 ^円	26,405 ^円	26,350 ^円	26,290 ^円	26,230 ^円	26,175 ^円	26,130 ^円	26,080 ^円		
56,500 円をこ える金額	56,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 56,500 円をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号から第三十三号まで(定義)に規定する控除対象配偶者、扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額が、その求める税額である。

- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。
- (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき250円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与等（法第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	5	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	5	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	5	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	15	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	20	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	0
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	20	0
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	25	10
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,050	3,100	235	200	170	140	110	85	60	40
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70	50
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80	60
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95	70
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110	80
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125	95
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140	110
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155	125
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170	140
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185	155
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200	170
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215	185
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235	200
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255	220
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275	240
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295	260
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315	280
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335	300
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355	320
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375	340
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395	360
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415	380
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440	400
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465	420
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490	440
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515	465
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540	490
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565	515
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590	540
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615	565
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640	590
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665	615
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690	640
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715	665
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740	690
6,500 円		1,100	1,040	980	925	865	805	750	705
6,500 円をこえ 7,000 円に満たない金額		6,500 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円 をこえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額							
7,000 円		円 1,250	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855
7,000 円をこえ 9,000 円に満たない金額		7,000 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円 をこえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額							

ロ 乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数							
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上 未 満	税 額							
9,000 円	1,950 ^円	1,890 ^円	1,830 ^円	1,775 ^円	1,715 ^円	1,655 ^円	1,600 ^円	1,555 ^円
9,000 円をこえ 12,000 円に満た ない金額	9,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,000 円をこえる金額の 40％に相当する金額を加算した金額							
12,000 円	3,150 ^円	3,090 ^円	3,030 ^円	2,975 ^円	2,915 ^円	2,855 ^円	2,800 ^円	2,755 ^円
12,000 円をこえ 17,500 円に満た ない金額	12,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,000 円をこえる金額の 45％に相当する金額を加算した金額							
17,500 円	5,625 ^円	5,565 ^円	5,505 ^円	5,450 ^円	5,390 ^円	5,330 ^円	5,275 ^円	5,230 ^円
17,500 円をこえ 28,500 円に満た ない金額	17,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 17,500 円をこえる金額の 50％に相当する金額を加算した金額							
28,500 円	11,125 ^円	11,065 ^円	11,005 ^円	10,950 ^円	10,890 ^円	10,830 ^円	10,775 ^円	10,730 ^円
28,500 円をこえ 56,500 円に満た ない金額	28,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 28,500 円をこえる金額の 55％に相当する金額を加算した金額							
56,500 円	26,525 ^円	26,465 ^円	26,405 ^円	26,350 ^円	26,290 ^円	26,230 ^円	26,175 ^円	26,130 ^円
56,500 円をこえる金額	56,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 56,500 円をこえる金額の 60％に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額								
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち法第七十八条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表であり、この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十九号から第三十三号まで(定義)に規定する扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。
- (二) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (三) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

族 等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人		8 人 以上	
除 後 の 給 与 等 の 金 額									
以 上		未 満		以 上		未 満		以 上	
円		円		円		円		円	
47,500円未満		52,700円未満		57,600円未満		62,200円未満		66,800円未満	
47,500	50,900	52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	70,800
50,900	54,300	56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	75,000
54,300	57,800	59,600	63,300	64,700	68,300	69,900	74,200	75,000	79,700
57,800	65,900	63,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	83,800
65,900	71,800	70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	83,800	91,200
71,800	80,500	76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	101,400
80,500	87,500	85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	107,400
87,500	97,800	92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	118,400
97,800	109,300	102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	129,300
109,300	120,100	114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	139,600
120,100	135,200	125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	156,900
135,200	146,700	140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	166,200
146,700	164,000	151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	184,600
164,000	184,300	169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	204,300
184,300	203,500	189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	222,900
203,500	237,900	208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	257,900
237,900	274,300	242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	294,900
274,300	311,200	279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	331,600
311,200	369,500	316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	391,400
369,500	467,400	375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	486,800
467,400	560,800	472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	584,200
560,800	894,200	566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	917,500
894,200	1,727,500	900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	1,750,800
1,727,500	2,560,800	1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	2,584,200
2,560,800円以上		2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上	

給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、(三)に該当する場合を除き、金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の表によらず、第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第百八十六条第一項第一号ロ又

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第三 昭和42年4月及び5月の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の 金額に 乗ずべ き率	甲							
	扶		養		親			
	0	人	1	人	2	人	3	人
	前月の社会保険料控							
	以	上	未	満	以	上	未	満
%	円	円	円	円	円	円	円	円
0	18,000	円未満	30,600	円未満	36,400	円未満	42,300	円未満
2	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300
4	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500
6	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000
8	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800
10	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600
12	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000
14	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900
16	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600
18	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300
20	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300
22	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700
24	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100
26	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800
28	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300
30	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600
32	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900
35	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100
38	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600
41	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100
44	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500
47	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000
50	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300
55	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700
60	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000
65	2,530,800	円以上	2,543,300	円以上	2,549,200	円以上	2,555,000	円以上

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族」とは、法第二条第一項第二十九号(定義)に規定する扶養親族をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、法第二条第一項第二十八号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受け

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等のを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、(三)当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(三) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、このは第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定により税額を計算する。

(四) (一)から(三)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい

ら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第四 昭和42年4月及び5月の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 4,000	円未満	円 0	円 102,000	円 104,000	円 4,400	円 274,000	円 278,000	円 12,500
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300
12,000	14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900
18,000	20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100
20,000	22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500
34,000	36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700
36,000	38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900
38,000	40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100
40,000	42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300
52,000	54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500
54,000	56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700
56,000	58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900
58,000	60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100
60,000	62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200
68,000	70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500
70,000	72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800
72,000	74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100
74,000	76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400
76,000	78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700
78,000	80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000
80,000	82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600
84,000	86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900
86,000	88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200
88,000	90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500
90,000	92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800
92,000	94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100
94,000	96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400
96,000	98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700
98,000	100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000
100,000	102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,800
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,800
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,800
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,800
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,800
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,800
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,800
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,800
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	93,800
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,800
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,800
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,800
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,800
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,800
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,800
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,800
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,800
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	103,800
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,800
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,800
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,800
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,800
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,800
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,800
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,800
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,800
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,800
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,800
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,800
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,800
780,000	788,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,800
788,000	796,000	42,900	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800
796,000	804,000	43,500	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,800
804,000	812,000	44,100	1,204,000	1,212,000	74,200	1,680,000	1,690,000	121,800
812,000	820,000	44,700	1,212,000	1,220,000	75,000	1,690,000	1,700,000	122,800
820,000	828,000	45,300	1,220,000	1,228,000	75,800	1,700,000	1,710,000	123,800

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 124,800	円 2,000,000	円 3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,481,200円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	125,800						
1,730,000	1,740,000	126,800						
1,740,000	1,750,000	127,800						
1,750,000	1,760,000	128,800						
円 1,760,000	円 1,770,000	円 129,800	円 3,000,000	円 4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	円 40,000,000	円 60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から2,481,200円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	130,800						
1,780,000	1,790,000	131,800						
1,790,000	1,800,000	132,800						
1,800,000	1,810,000	133,800						
円 1,810,000	円 1,820,000	円 134,800	円 4,400,000	円 6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	円 60,000,000	円 90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から3,981,200円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	135,800						
1,830,000	1,840,000	136,800						
1,840,000	1,850,000	137,800						
1,850,000	1,860,000	138,800						
円 1,860,000	円 1,870,000	円 139,800	円 6,000,000	円 8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から481,200円を控除した金額	円 90,000,000	円 120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	140,800						
1,880,000	1,890,000	141,800						
1,890,000	1,900,000	142,800						
1,900,000	1,910,000	143,800						
円 1,910,000	円 1,920,000	円 144,800	円 8,000,000	円 12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から681,200円を控除した金額	120,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	145,800						
1,930,000	1,940,000	146,800						
1,940,000	1,950,000	147,800						
1,950,000	1,960,000	148,800						
円 1,960,000	円 1,970,000	円 149,800	円 12,000,000	円 20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から881,200円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	150,800						
1,980,000	1,990,000	151,800						
1,990,000	2,000,000	152,800						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第五条（退職手当等に係る源泉徴収の特例）の規定により読み替えられた法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により法第三十条第三項（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第四の附表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	200,000 ^円	700,000 ^円	23年	2,100,000 ^円	2,600,000 ^円
			24年	2,300,000	2,800,000
			25年	2,500,000	3,000,000
5年	250,000	750,000	26年	2,700,000	3,200,000
6年	300,000	800,000	27年	2,900,000	3,400,000
7年	350,000	850,000	28年	3,100,000	3,600,000
8年	400,000	900,000	29年	3,300,000	3,800,000
9年	450,000	950,000	30年	3,500,000	4,000,000
10年	500,000	1,000,000	31年	3,800,000	4,300,000
11年	600,000	1,100,000	32年	4,100,000	4,600,000
12年	700,000	1,200,000	33年	4,400,000	4,900,000
13年	800,000	1,300,000	34年	4,700,000	5,200,000
14年	900,000	1,400,000	35年	5,000,000	5,500,000
15年	1,000,000	1,500,000	36年	5,300,000	5,800,000
16年	1,100,000	1,600,000	37年	5,600,000	6,100,000
17年	1,200,000	1,700,000	38年	5,900,000	6,400,000
18年	1,300,000	1,800,000	39年	6,200,000	6,700,000
19年	1,400,000	1,900,000	40年	6,500,000	7,000,000
20年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000 ^{円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額}	7,000,000 ^{円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額}
21年	1,700,000	2,200,000			
22年	1,900,000	2,400,000			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第五条(退職手当等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、法第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案
期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項から第四項まで、第七條の二、第八條の二第一項から第四項まで、第九條第一項、第十二條第一項、第十三條の三第一項、第十四條第二項、第十六條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第四十一條の十二、第四十四條第一項、第四十六條の二第一項、第四十七條第二項、第四十九條第一項、第五十條第一項、第六十二條第一項、第六十八條の二、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條から第七十五條まで、第七十七條、第七十七條の二、第七十九條第一項、第八十條第二項、第八十條の二、第八十一條、第八十三條並びに第九十五條中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第八条の三第一項及び第二項中「昭和四十二年四月三十日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第八条の四第一項中「昭和四十一年十二月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、及び昭和四十一年分」を「昭和四十二年分まで」に改め、同条第三項中「及び昭和四十一年分」を「昭和四十二年分まで」に改める。

第二十八條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、同年三月三十一日」を「同年五月三十一日」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第六條まで、第七條第一項及び第四項、第七條の三、第七條の四第一項、第七條の八第一項並びに第七條の九中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

昭和四十二年三月三十一日印刷

昭和四十二年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

に改める。

第七條の二第一項及び第二項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、及び昭和四十一年分」を「昭和四十二年分まで」に改め、同条第三項中「及び昭和四十一年分」を「昭和四十二年分まで」に改める。

「同年度」を「指定期間」と改める。

別表(第二九・一三三号及び第三一・〇三三号を除く。)の品名の欄中「当該年度」を「指定期間」に、「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改め、同表(第三一・〇三三号を除く。)の適用期限の欄中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第八條の四の規定は、昭和四十二年一月一日から適用する。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、源泉徴収に係る所得税の大幅減税に関する請願(第三四七号)

第三四七号 昭和四十二年三月三日受理

源泉徴収に係る所得税の大幅減税に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木省吾

紹介議員 山下 春江君

政府及び国会は、給与所得者の生活の窮状を打開するため、すみやかにこれが租税負担、なかんずく源泉徴収に係る所得税の負担の大幅な軽減を図りたい。

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、バナナの輸入関税すえ置に関する請願(第四九一号)(第五一一号)(第五二二号)

第四九一号 昭和四十二年三月十五日受理

バナナの輸入関税すえ置に関する請願

請願者 青森県弘前市駅前二ノ一〇一青森県りんご移出商業協同組合連合会会長 菊池六郎

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第五一一号 昭和四十二年三月十六日受理

バナナの輸入関税すえ置に関する請願

請願者 新潟市学校町一番町県庁農産課内新潟県果樹振興協会内 小沢辰男

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第五二二号 昭和四十二年三月十六日受理

バナナの輸入関税すえ置に関する請願

請願者 高知市北本町一ノ六八高知県園芸農業協同組合連合会会長 畠中芳雄

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。